

危険物安全週間

ポリエチレン製の灯油缶には

「絶対にガソリンを入れないで！」

(缶が侵され、変形し漏れるおそれがあります。)



ガソリン缶
(消防法適合品)



ポリ容器
(灯油缶)

ガソリンの購入及び運搬方法

ガソリンスタンドで購入する場合は、ガソリン専用の消防法適合品の金属製容器で60リットル以下又は消防法適合のプラスチック製容器(UN表示及び容器記号3H1に限る。)で、10リットル以下、製造日から5年以内のものとして販売されています。金属製容器は5リットルから20リットル程度までの容器がガソリン専用としてホームセンターやガソリンスタンドで販売されています。金属製であっても市販されているオイル缶・混合油缶・ブリキ缶などはガソリンや混合油の運搬容器として認められません。

また、乗用車等で運搬する場合は、22リットル以下の金属製容器と10リットル以下のプラスチック製容器(どちらも消防法適合品)に限定されています。

★運搬方法については、特に次のことに注意してください。

- 容器の収納口を上方に向けて、落下、転倒及び破損しないよう積載し運搬してください。
- 容器の収納口を確実に密栓してください。
- 容器の外部には危険物の品名(ガソリン)、数量(〇〇リットル)、注意事項(火気厳禁)を表示してください。

※セルフガソリンスタンドでは、金属製容器であっても個人で詰め替えることは禁止されています。

危険物とは？

消防法に定められているもので、一般的に次のような危険性を持った物品をいいます。

- ・火災発生の危険性が大きい
- ・火災拡大の危険性が大きい
- ・消火の困難性が高い

※私たちの身近なものでは、ガソリン・灯油・油性塗料等があります。

危険物の貯蔵又は取扱上の注意事項

- ① 火気の周囲では、危険物の取扱いは絶対にやめましょう。
- ② スタンド等の給油取扱所でガソリンや灯油を購入するときは、決められた運搬容器に入れましょう。
- ③ 危険物を貯蔵するときは、子どもや外部の者が容易に触れないように管理しましょう。
- ④ 指定数量以上(例:ガソリン200リットル以上、灯油1,000リットル以上)の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、市町村長の許可が必要です。
- ⑤ 指定数量以上の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、危険物取扱者の資格が必要です。
- ⑥ 指定数量の5分の1以上で指定数量未満の危険物を貯蔵又は取扱う場合には、消防長へ届出が必要です。
- ⑦ 危険物取扱免状取得者で、現在指定数量以上の危険物を貯蔵取扱いしている者は、3年に一回の法定講習(保安講習)を必ず受講しましょう。
- ⑧ 危険物を貯蔵または取扱いしている事業所等は、従業員への保安教育や訓練を定期的実施し、事故防止に努めましょう。
- ⑨ 危険物を貯蔵または取扱いしている事業所等は、危険物施設における安全管理マニュアル等を策定し、誠実に実行しましょう。

危険物の漏えい事故防止について

全国的に事業所や家庭で使用される危険物の漏えい事故が、毎年発生しています。

危険物の漏えいは、河川の汚染、農作物、魚類へ

の被害等また火災を起こす原因となり、市民生活に大きな影響を及ぼします。危険物を取り扱うすべての事業所などでの貯蔵タンク、消費施設、各機器類の点検を定期に実施して下さい。

★危険物の漏えい事故を未然に防ぐため下記の事項について注意してください。

1. 燃料補給中は、作業終了まで監視してください。
 2. 油量が異状に減ることはないか、定期に使用量と残量及び補給量を確認してください。
 3. 配管及びバルブの破損、亀裂、変形の確認。
 4. 「少量危険物貯蔵取扱所」などでは防油堤、配管の破損、亀裂、劣化、又水抜きバルブ(通常は閉)が開放されていないか確認してください。
 5. 農業ハウス等、屋外に設置してあるタンクについても配管及びバルブの破損、亀裂、劣化がないか点検してください。
- ※危ないと思ったら早めに専門業者に修理等を依頼してください。

